（災害見舞金）

第百十七条　法第七十三条の規定により災害見舞金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した災害見舞金請求書を組合に提出しなければならない。

［一　略］

二　組合員の組合員等記号・番号

［三～五　略］

［2　略］

（高齢者の医療の確保に関する法律の障害の認定を受けた者の届出）

第百十九条の二　組合員は、組合員又はその被扶養者が高齢者の医療の確保に関する法律第五十条第二号に該当する者となつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を組合に提出しなければならない。

一　組合員（認定を受けた者が被扶養者であるときは、被扶養者を含む。）の組合員等記号・番号又は個人番号

［二　略］

三　高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者の資格を取得した年月日及びその有効期限

［2　略］

（介護保険第二号被保険者の資格の届出）

第百十九条の三　組合員は、組合員又はその被扶養者（四十歳以上六十五歳未満の者に限る。次条において同じ。）が介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十一条第一項に該当したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を組合に提出しなければならない。

［一　略］

二　組合員（介護保険法施行法第十一条第一項に該当した者が被扶養者であるときは、被扶養者を含む。）の組合員等記号・番号又は個人番号

［三　略］

第百十九条の四　組合員は、組合員又はその被扶養者が介護保険法施行法第十一条第一項に該当しなくなつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を組合に提出しなければならない。

［一　略］

二　組合員（介護保険法施行法第十一条第一項に該当しなくなつた者が被扶養者であるときは、被扶養者を含む。）の組合員等記号・番号又は個人番号

［三　略］

（三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出等）

第百三十一条　法第七十九条第一項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出することによつて行うものとする。

一　申出者の氏名、生年月日、住所、個人番号又は基礎年金番号及び組合員等記号・番号

［二～六　略］

［2　略］

（災害見舞金）

第百十七条　［同上］

［一　同上］

二　組合員証の組合員等記号・番号

［三～五　同上］

［2　同上］

（高齢者の医療の確保に関する法律の障害の認定を受けた者の届出）

第百十九条の二　［同上］

一　組合員証（認定を受けた者が被扶養者であるときは、組合員被扶養者証を含む。）の組合員等記号・番号又は個人番号

［二　同上］

三　高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者証に記載された資格取得年月日及び有効期限

［2　同上］

（介護保険第二号被保険者の資格の届出）

第百十九条の三　［同上］

［一　同上］

二　組合員証（被扶養者にあつては、組合員被扶養者証を含む。）の組合員等記号・番号又は個人番号

［三　同上］

第百十九条の四　［同上］

［一　同上］

二　組合員証（被扶養者にあつては、組合員被扶養者証を含む。）の組合員等記号・番号又は個人番号

［三　同上］

（三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出等）

第百三十一条　［同上］

一　申出者の氏名、生年月日、住所、個人番号又は基礎年金番号及び組合員証の組合員等記号・番号

［二～六　同上］

［2　同上］